

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第30号

(所 管) 教職員人事部教職員人事課

件 名	堺市立学校管理運営規則の一部改正について
提 案 理 由	副校長の配置について見直すこととし、所要の改正を行うため、本件を上程するものである。
議案(報告)の概要又は要旨	1 改正の趣旨 副校長の配置について見直すこととし、所要の改正を行うものであること。 2 施行期日 公布の日から施行するものであること。
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 <input checked="" type="checkbox"/> 上記案により、公布する。 <input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会(定例会・臨時会)に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 <input type="checkbox"/> その他 ( )

議案第30号

堺市立学校管理運営規則の一部改正について

堺市立学校管理運営規則の一部を次のように改正する。

令和4年12月19日  
堺市教育委員会  
教育長 栗井 明彦

## 堺市立学校管理運営規則の一部を改正する規則

堺市立学校管理運営規則（昭和32年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項及び第12条第3項中「中学校」を「小学校等」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

堺市立学校管理運営規則（昭和32年教育委員会規則第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（副校長）</p> <p>第11条の2 <u>中学校</u>に、副校長を置くことができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（主幹教諭）</p> <p>第12条 1・2 （略）</p> <p>3 主幹教諭は、校長（副校長を置く<u>中学校</u>にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒（以下「生徒等」という。）の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる。</p> <p>4 （略）</p>	<p>（副校長）</p> <p>第11条の2 <u>小学校等</u>に、副校長を置くことができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（主幹教諭）</p> <p>第12条 1・2 （略）</p> <p>3 主幹教諭は、校長（副校長を置く<u>小学校等</u>にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒（以下「生徒等」という。）の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる。</p> <p>4 （略）</p>